

「誰誰の依頼で、看板作ります。
掲載料のお支払を」という

詐欺が発生！！



- ① 被害は、泣き寝入りしやすい「数千円」
- ② 特に「新しい・最近出来たお店」は注意
- ③ 必ず、「看板を作ると言っている依頼主
(例:町会や商店会)」に確認を

中野区商店街連合会